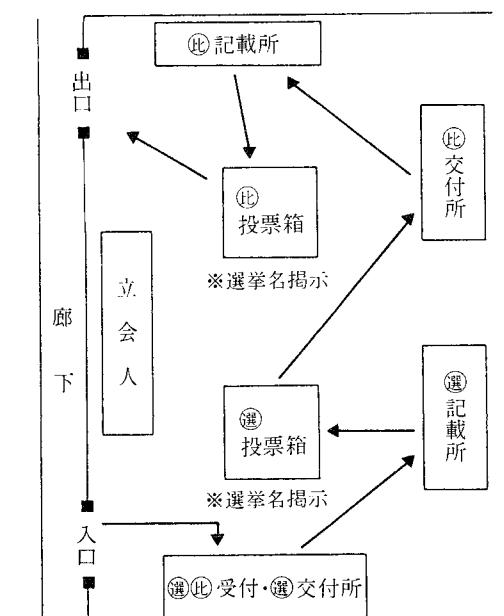
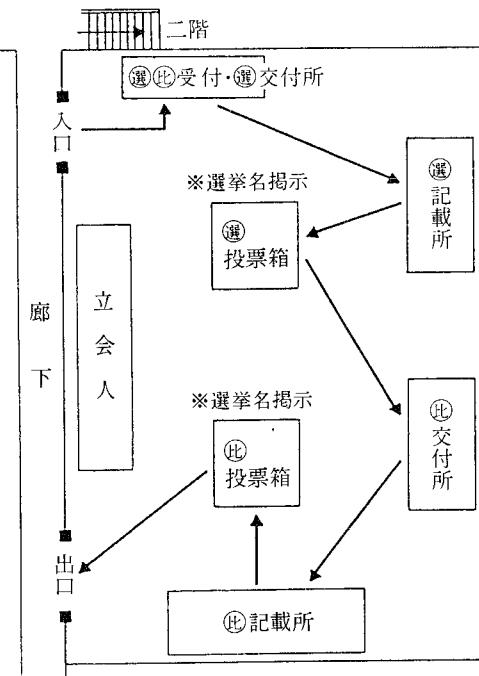
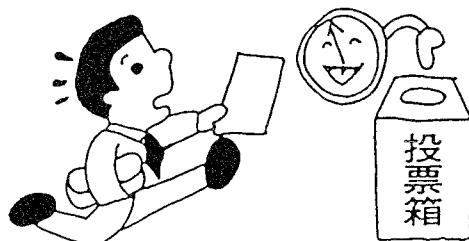
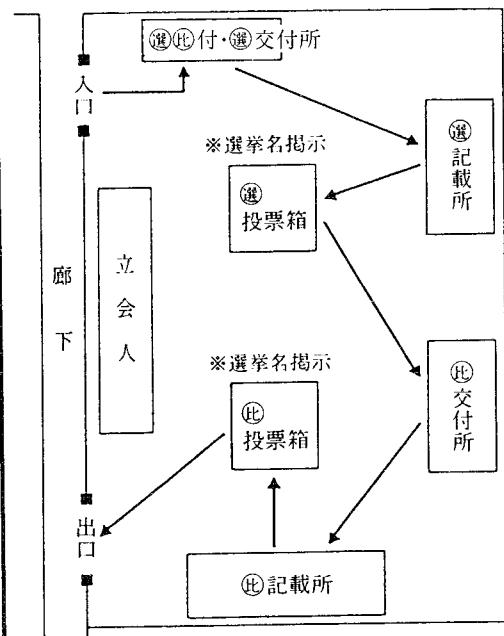


第2投票所(教室)**第1、第4投票所****参議院議員通常選挙****投票できる時間は****午前7時から****午後6時までです**

**投票には、入場券を
忘れずにお持ちください**

第3、第5投票所**参議院議員通常選挙****参議院新潟県選出議員選挙****参議院比例代表選出議員選挙****投票日は7月26日(日)です****大切な一票、棄権することなく投票しましょう。**

昭和47年7月27日までに生まれた人で、平成4年4月7日以前から月潟村に住所登録がしてあって、引き続き月潟村に住んでいる人。したがって、平成4年4月8日以降に他の市町村から転入してきた人は、前の市町村で投票することになります。

投票の順序

午前7時から午後6時までです。

午前7時から午後6時までです。

午前7時から午後6時までです。

午前7時から午後6時までです。

午前7時から午後6時までです。

午前7時から午後6時までです。

午前7時から午後6時までです。

午前7時から午後6時までです。

午前7時から午後6時までです。

今回行われる選挙は、参議院新潟県選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙の二つを投票します。

二つの選挙を同時に執行するため記載所、投票箱を別にして行います。投票の順序は次ページのとおりです。

開票

選挙当日、午後7時から投票場二階で行います。会場の都合上、参観人の数を三十人に制限いたしますのでご了承ください。

詳しいことは、月潟村選挙管理委員会にお問い合わせください。

「郵便投票証明書」の交付を受けた方は、お早めに市町村の選挙管理委員会に申請してください。

(ただし、投票用紙等の請求は22日までです。)

●選挙権のある人

昭和47年7月27日までに生まれた人で、平成4年4月7日以前から月潟村に住んでいた人。したがって、平成4年4月8日以降に他の市町村から転入してきた人は、前の市町村で投票することになります。

昭和47年7月27日までに生まれた人で、平成4年4月7日以前から月潟村に住んでいた人。したがって、平成4年4月8日以降に他の市町村から転入してきた人は、前の市町村で投票することになります。

●不在者投票

選挙当日、仕事や旅行、入院のため投票所に来て投票ができない場合、

前八時三十分から午後五時まで投票相談室で行っていますので印鑑持参のうえおいでください。入院中の方は、病院で不在者投票ができますの

ます。土曜、日曜にかかわらず、午前八時三十分から午後五時まで投票相談室で行っていますので印鑑持参のうえおいでください。入院中の方は、病院で不在者投票ができますの

ます。土曜、日曜にかかわらず、午前八時三十分から午後五時まで投票相談室で行っていますので印鑑持参のうえおいでください。入院中の方は、病院で不在者投票ができますの

みんなそろって投票しましょう